

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ)変更の概要

1 計画の変更理由

県内に生息するツキノワグマについては、秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ)に基づき、科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しながら、人身被害の防止及び農林業被害の軽減に取り組んできた。

しかしながら、クマの目撃件数は昨年度を上回っており、住宅地や学校・公園等においても出没していることから、被害防止対策を強化するため、計画の変更を行う必要がある

2 計画の主な変更内容

(1) 生息区域の見直し

目撃情報や捕獲実績等から生息区域が、里山周辺区域まで拡大していること等を考慮し、生息区域を見直し、現計画の生息区域658メッシュに里山周辺区域などの281メッシュを新たに加え、939メッシュとする。

(2) ゾーニング管理の追加

クマにおいて、地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林水産業被害や人身事故の発生などの人間との軋轢を軽減していくため、ゾーニング管理を計画に追加する。

(3) 個体数管理方法の変更

カメラトラップ法調査の実施により、個体数管理を従来の生息数調査結果に基づく管理方法から、カメラトラップ法調査結果データに基づいた管理方法に変更する。

3 変更後の計画の施行日

平成30年4月1日